

# VIF+友部原子力災害に係る 避難計画

堀口工業合同会社

VIF+友部

茨城県

令和7年1月1日

## VIF+友部（ヴィフぷらす友部）原子力災害時避難計画

### （目的）

第1条 この計画は、茨城県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、VIF+友部（以下「事業所」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、東海第二発電所の原子力事故による災害発生時に、利用者の安全かつ迅速な家族等への引き渡し又は帰宅の支援等を行うことを目的とする。

### （事業所管理者、職員、利用者の役割）

第2条 事業所管理者は、本計画に基づき、事業所職員を指揮して利用者等の人命確保に努め、利用者はそれらの指示に従うものとする。

### （緊急連絡体制及び利用者情報の把握）

第3条 事業所は、原子力災害に備え、緊急時における情報収集・情報伝達の手段及び方法を定めておくほか、職員の招集、参集方法及び緊急連絡網等や、利用者の家族等への連絡手段を構築しておくものとする。

2 職員の招集、参集方法及び緊急連絡網等については、「緊急連絡先一覧（別紙1）」のとおりとする。

### （原子力災害避難訓練）

第4条 事業所は、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

2 原子力災害避難訓練は、利用者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導等の訓練を行うほか、原子力災害時に適切な行動をとるための防災教育を併せて実施するものとする。

### （災害対応体制の構築）

第5条 事業所は原子力事故等に関する情報を入手した場合、速やかに災害対応体制に移れるよう、あらかじめ担当を定めた組織体制を構築しておくものとする。

2 組織体制については、「組織体制一覧（別紙2）」のとおりとする。

### （家族等への引き渡し、自宅への帰宅等）

第6条 事業所は、サービス提供中に原子力事故等が発生し、避難準備又は屋内退避準備等に関する情報を入手した場合は、利用者の家族等に対し、利用者の安否状況及び事業所での利用者の引き渡しについて連絡するものとする。

2 事業所での引き渡しが必要な場合、事業所は、利用者の帰宅を支援するものとする。

- 3 帰宅が困難な利用者については、事業所は、市町村が開設する指定避難所等への移動を支援するものとする。
- 4 前3項の対応を迅速に実施するため、あらかじめ利用者ごとに「緊急時対応確認票（別紙3）」を作成しておくものとする。

（屋内退避）

第7条 事業所は、市町村等から屋内退避指示があった場合は、屋内退避のための適切な措置を講じたうえで、前条の対応を行うものとする。

（利用者の健康状態の把握）

第8条 事業所は、避難する利用者の健康状態を把握し、異常があった場合には、医療機関等と連絡を取り適切に対処する。

（附 則）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

(別紙1)

### 緊急連絡先一覧

【VIF+友部】

#### 《外部》

区分	名称	電話番号	FAX 番号	Eメール
笠間市村防災担当課	危機管理課	0296-77-1101	0296-78-0612	
笠間市福祉担当課	社会福祉課	0296-77-1101	0296-78-0612	
茨城県福祉担当課	障害福祉課	029-301-3352	029-301-3370	
笠間市消防本部	友部消防署	0296-78-0119	0296-78-3232	
笠間警察署	友部駅前交番	0296-78-0110		
電力会社	ハルエネ電気 東京電力パワーグリ ッド株式会社	0570-001-296 0120-995-007		

#### 《内部（職員）》

役職名	氏名	住所	連絡先	召集・参集方法
管理者				LINE、メール、電話
副管理者				LINE、メール、電話
主任				LINE、メール、電話
理学療法士				LINE、メール、電話
保育士				LINE、メール、電話
児童指導員				LINE、メール、電話

#### 《利用者の家族等》

氏名	続柄	電話番号	FAX 番号	Eメール

※ 職員名簿については別途添付、利用者リストについては、事業所で保管してある。

